

# 東栄町の魅力が詰まった

## 新商品 募集中!



東栄町の新たなお土産やグルメなどを発掘し、町の魅力度を向上させるために、町内事業者の皆さまから新商品アイデアを募集します。新たに商品開発を考えている方、既存商品の改良・販路拡大をしたい方はぜひご応募ください。

**募集期間：令和8年7月31日（金）まで**

### ●対象者(町内の事業者に限る)

- ・法人
- ・個人事業主

### ●提出書類

- ・東栄町特産品開発事業計画書
- ・収支計画書
- ・試作品写真等の資料 など



ご応募いただいた中から3点まで選定します。選定された事業者の方には、商品開発・改良、販路拡大にかかる費用の一部補助と、商品PRや販売促進の支援をさせていただきます。

(例：新聞社等へ記者発表や町が出展する町外イベントでの販売、町SNS等でのPR支援等)

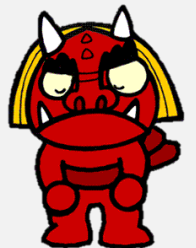
※詳細はチラシ裏面及び東栄町HPをご覧ください。

補助対象事業	補助対象経費	内容	補助率	補助限度額
特産品の開発又は改良事業。ただし、次のいずれにも該当すること。 ① 補助金の交付申請をする年度の3月25日までに商品が完成するもの ② 既存商品と比較し、差別化が図れるもの ③ 3年以上にわたり製造し、及び販売されるもの ④ 他の補助金を受けていないもの	謝金	専門的知識を有する者の指導、相談等を受け、その謝礼としての費用	補助対象経費の2分の1。 ただし、千円未満の額を切り捨てる。	30万円
	備品購入費	試作品を製作する機械装置の購入費用		
	市場調査費	商品の開発又は改良を行うための市場調査に係る費用		
	商標登録料	商標登録を得るための費用		
	品質検査費	品質保証表示等を得るために検査機関に検査を委託する際の費用		
	デザイン製作委託費	商品、パッケージ、ラベル等のデザイン製作の委託に係る費用（印刷費に係る費用、既存商品を除く。）また、商品（新規）に限る。		
その他の経費	上記に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの。			
特産品の販路開拓事業。ただし、次のいずれにも該当すること。 ① 特産品を開発又は改良した者が行うもの ② 他の補助金を受けていないもの	展示会等出展料	展示会等に出展するための費用		
	賃借料	展示会等に出展するのに必要な機材の借上げ費用		
	広告宣伝費	新聞（チラシの折込を含む。）、テレビ、ラジオ、インターネット等にて宣伝する費用		
	印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷費		
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの。		

●スケジュール(事情により変更となる可能性があります)

2026年 7月31日 応募締切  
 8月中 審査・決定通知  
 2027年 3月25日 商品完成期限  
 3月31日 実績報告提出締切→後日補助金支払い  
 4月中 新商品お披露目会(仮)

※2027年3月25日までに開発・改良等が完了する商品であれば補助対象となります。  
 ※補助金のお支払い時期は、原則実績報告書の提出後です。必要な方は商品完成後、速やかに実績報告書を提出してください。  
 ※選定された新商品のお披露目会を4月中に町内で開催する予定です。報道関係者も招待し、最初の新商品PRを行います。



●応募希望の方は、申請書を東栄町HPからダウンロード、または下記までお問い合わせください。

詳細はこちらから  
東栄町HP



●お問合せ先 東栄町役場 経済課 商工観光係  
 ☎0536-76-1812  
 Email : keizai@town.toei.lg.jp